

6 埋立てに関する条例関係

無秩序な埋立てによる土壌の汚染や災害を防止するため、市では条例を整備し対策の強化を図ってきたが、平成10年1月1日から、千葉県において事業区域3千平方メートル以上を対象とした埋立てに関する条例（いわゆる残土条例）が施行された。これに伴い、市（旧1市3町）でも市内の土地（5百平方メートル以上3千平方メートル未満）で行う土砂等の埋立てや、一時的な積り行為などによる土壌の汚染と災害の発生の防止を目的に必要な規制を行う条例を制定し、市民の安全確保と生活環境の保全に努めている。

表 6 - 1

年 度	市条例 許可件数	市条例分面積 (㎡)	県条例 許可件数	県条例分面積 (㎡)	合計面積 (㎡)
平成21年度	8	9,229	1	4,598	13,827
平成22年度	3	3,975	1	9,235	13,210
平成23年度	4	6,977	3	30,177	37,154
平成24年度	3	2,654	1	9,545	12,199
平成25年度	9	13,017	1	16,480	29,497
過去5年合計	27	35,851	7	70,035	105,887

図 6 - 1

